

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 航空法第三百三十一条の六第一項の登録等を申請（以下「登録等の申請」という。）する者が納付すべき手数料の額は二千四百円（一定の場合は二千円）とすること。（第八条第一項関係）

第二 第一の規定にかかわらず、第一に規定する者が当該登録等の申請を電子申請により行う場合における手数料の額は、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法により本人であることとの確認を受ける場合等は九百円（一定の場合は八百九十円）とし、それ以外の場合は千四百五十円（一定の場合は千五十円）とすること。（第八条第二項関係）

第三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 この政令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年六月二十日）から施行するものとする。ただし、第五の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月二十日）から施行するものとする。

（附則第一項関係）

第五 改正法附則第三条第三項の規定により同項に規定する者が国に納付しなければならない手数料の額は、第一及び第二の規定の例によるものとする。 (附則第二項関係)